2026 年 10 月 16 日

各　位

会 社 名　ニデック株式会社
代表者名　代表取締役常務執行役員　南井正之
取 引 所　東証プライム（6594）
所 在 地　京都市南区久世殿城町 338
問合せ先　ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ部長　渡邉　啓太
電　　話（075）935-6150

役員責任調査委員会からの調査報告について

当社は、2026 年 10 月 16 日付「役員責任調査委員会からの調査報告書の受領について」にてお知らせしましたとおり、現在、調査報告書について、当社グループ及びお取引先様の営業秘密の保護並びに個人のプライバシーの保護等の観点から、必要な部分的非開示措置を行っており、当該措置完了後、2026 年 10 月 20 日（火）を目途に開示することを予定しています。

調査報告書の開示に先立ち、当該調査報告書において、下記のとおり、当社グループにおける一連の会計不正問題に関し、当社の現旧の取締役、監査役又は執行役員の職務執行における法的責任の有無に関する報告・提言を受けましたことをお知らせいたします。

役員責任調査委員会としては、以下の者については、会社法に基づく損害賠償責任又は執行役員としての義務違反に基づく損害賠償責任が認められると考える（ただし、その損害の範囲については、寄与度に応じて判断されるべきである。）旨結論付けられています。

- 永守重信氏・小部博志氏・佐藤明氏・吉本浩之氏・関潤氏・岸田光哉氏：会社法 423 条 1 項に基づく損害賠償責任
- 村上和也氏・落合裕之氏：会社法 423 条 1 項に基づく損害賠償責任
- 旧執行役員 1 名（当社元 CFO（2022 年 5 月から 2026 年 3 月まで））：民法 644 条・415 条 1 項又は執行役員規程に基づく損害賠償責任

当社は、これまで実施された第三者委員会及び役員責任調査委員会による調査並びに当社監査等委員会が実施した監査の結果に基づき、複数の取締役等において、その職務執行に関して法令に違反する事実があったものと認め、当該取締役等に対する損害賠償請求等の必要な法的措置を検討し、速やかに対応いたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、改めて心より深くお詫び申し上げます 。

以　上